

掛川市規則第 33 号

掛川市債権管理条例施行規則をここに制定する。

平成 24 年 12 月 21 日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市債権管理条例（平成24年掛川市条例第 号。以下条例という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生及び徴収に関する履歴
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(督促)

第3条 条例第7条の規定による督促は、法令に定めがある場合を除き、履行期限経過後20日以内に書面により期限を指定して行うものとする。

2 前項の督促に指定する期限は、当該督促をする日から起算して15日を経過する日としなければならない。

(強制執行等までの期間)

第4条 非強制徴収債権に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2に規定する相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(徴収職員証)

第5条 強制徴収債権（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものを除く。）の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員は、その職務を行うときは、徴収職員証（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（表面）

← 8 cm →

第 号	契 印	
徴 収 職 員 証		
職 氏名		
年 月 日生		
年 月 日交付		
掛川市長 氏 名 印		

↑ 5 cm ↓

（裏面）

- 1 本証は、 の賦課及び徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、交付の日から1年とする。
- 5 本証の有効期間が満了したときは、その日から10日以内に本証を市長に返還しなければならない。